

「子どもの居場所づくり支援事業」業務委託仕様書

1 事業名称

子どもの居場所づくり支援事業

2 事業の目的と概要

本事業は、不登校、貧困、対人関係の苦手さなど何らかの福祉課題をかかえる地域に暮らす子どもが、学校でも家庭でもなく安心して過ごせる「子どもの居場所」に通い、そこで、地域の大人たちが区役所、学校やボランティア機関などと連携しながら、学習支援、相談対応、食の提供やレクリエーション活動などを子どもの状況やペースにあわせてエスコートすることにより、子どもを孤立させず心の安定を図り、地域の一員としての社会性・自主性、学習習慣を身につけるとともに自己肯定感の醸成をめざします。

また、子どもの保護者に対しても、養育に関する悩みを一人で抱え込むことがないよう、「親たちの居場所」としての機能を設け、その親たちの思いを傾聴し、共有できる仲間づくりの一助や、内容によっては区役所などの相談機関を案内することで、保護者の心の安定を図り、家庭環境の改善もめざします。

さらに、事業を進める中で、子どもに関わる関係機関、関係者との連携を深め、持続可能なネットワークを構築し、地域での子どもの見守り体制の強化をめざします。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 対象者

ひきこもりや不登校など支援を必要とする子どもやその保護者
主に小・中学生を対象とする。

5 募集地域、募集件数、事業規模等、応募条件

(1) 募集地域

Aパターン 大阪市立北稟中学校区、天満中学校区、中之島中学校区

Bパターン 大阪市立大淀中学校区、豊崎中学校区、新豊崎中学校区

(2) 募集件数及び事業規模等 (計2件)

Aパターン 1件 週2回程度開所 (内、食育年12回以内) 1回8名程度

Bパターン 1件 週2回程度開所 (内、食育年12回以内) 1回10名程度

(3) 応募条件

各パターンで1件を選定する。

複数規模の応募は可能であるが、同一施設で複数規模の応募は不可とする。

なお、応募案件が選定された場合は、すべて事業化すること。

6 事業内容

受注者は、次の業務を行う。

(1) 居場所の確保

- 上記5（1）で指定している中学校区内のいずれかに居場所となる施設を1か所設け、施設内に子どもたちを受け入れる場所（部屋）を2か所以上、親たちとの面談を行う場所（部屋）を1か所以上確保すること。
- 施設内に、火を使用しない簡単な調理が行える場所を確保すること。

(2) 学習支援

- 学習習慣の定着をめざし、個別指導を基本に子どもの状況等に合わせた指導を行うこと。

(3) 食の教育

- 子どもたちに対して、食の教育や食の自立を養う体験等を、募集事業規模以内で実施すること。

(4) 食の提供

- 居場所開催時は簡易な食の提供を行うこと。

(5) 親支援

- 親からの相談に対して、必要に応じて区役所など関係機関の案内を行うこと。

(6) 実施

- 上記（1）（2）については、募集事業規模以上、1回2時間程度実施すること。
また、個別対応が必要な子どもについては、区役所と十分に協議しながら柔軟に対応すること。

7 実施体制の整備

受注者は、本事業を実施するために必要な体制を8名以上で構成し、次のとおり整えること。

(1) 運営責任者

- 事業の運営責任者を配置すること。

(2) 支援コーディネーター

- 社会福祉の専門的な知識や相談業務のスキルを持つ専門職、あるいは教員、保育士等、児童福祉に精通している者を1名以上配置すること。

(3) 学習支援サポーター等

- 学習支援を行う学習支援サポーターや、食の教育・食の自立を養うための体験等を行うボランティア等、実施時間中に2名以上配置すること。

(4) 研修体制等

- 事業の確実な遂行にあたり、従事者へ研修を受ける機会を設けるとともに、事業内容、事業の方向性及び事業効果等について、福祉に精通している外部の意見を継続的に聞くことができる体制を整えておくこと。

8 事業計画及び事業の実施

(1) 本事業の契約期間中における事業計画を提出する。計画に変更が生じる場合は速やかに報告すること。

- (2) 事業の利用者に対しては、子どもやその保護者ごとに子どもの意見を尊重した個別支援計画を立て定期的な進捗管理を行うこと。
- (3) 子どもやその保護者に対して、不登校からの脱却や社会的孤立に対して支援できるよう、区役所子育て支援室と連絡調整を行い、スクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカー、学校、地域などと連携を行うこと。
- (4) 事業の進捗状況等については、当区の要望に基づき、対応のうえ書面で報告すること。
- (5) 個人情報の管理については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- 本事業は、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、次に掲げる事項を遵守すること。
- 個人情報の取り扱いについては、本市関係法令（ガイドラインを含む）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。
 - ボランティアスタッフを含む事業従事者（事業従事者であった者を含む）は、本事業により知り得た情報を漏らしてはいけない
 - ボランティアスタッフを含む事業従事者に対して、定期的に個人情報の管理について注意喚起をおこなうこと。
- (6) 受注者は、事業従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施し事業終了後に実施報告書を提出すること。
- (7) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、事業終了後に実施報告書を提出すること。
- (8) 業務の遂行にあたっては公正・中立性を確保しなければならない。
- (9) 食育においては、食品衛生管理者等の有資格者のもと、取扱いには十分留意すること。
- (10) 当初の計画を変更して対応する事態が発生する場合には、事前に発注者に報告し、必要な協議を行うこと。また、急な対応を行った場合も速やかに発注者に報告すること。

9 事故への対応

- (1) 受注者は、事業実施における安全管理を徹底するにあたり、緊急連絡が取れるような体制を整備し、その連絡先を発注者に報告すること。
- (2) 風水害をはじめとする様々な危険等が予測されるときは、事業の利用者や事業従事者の安全を最優先に確保すること。やむを得ない場合の居場所開所は免除する。
- (3) 新型コロナウイルスの予防等、十分な感染症対策を講ずること。

10 保険について

事業の利用者（子ども及びその保護者）や事業従事者を対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入すること。

11 事業報告

- (1) 月次報告

毎月末における事業の実施状況並びにケースの動向等をとりまとめ、翌月10日までに、

別途本市が指定する様式により報告すること。ただし、3月の実績については令和9年3月31日までに報告すること。

(2) 事業実施報告書

事業年度終了後30日以内に、業務実施結果、実績等を記載した事業実施報告書を作成し提出すること。また、必要に応じて挙証書類の提出を求めることがある。

12 委託料の支払い

本業務の履行完了後、当区の検査に合格した場合は、契約金額を契約期間の月数で割った額を月額業務委託料として、契約書の手続きにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。なお、端数が生じた場合は、最終の月額業務委託料に含む。

13 その他

- (1) 受注者は、契約後速やかに事業計画書を作成し本市に提出すること。
- (2) 本仕様書に明記のない事項については双方協議のうえ決定する。

14 担当部署

大阪市北区役所子育て・教育課（電話番号 06-6313-9531）